

暴力団を排除して安全・安心なまちに

村上市暴力団排除条例施行



市では、暴力団排除を推進し、社会経済活動の健全な発展に寄与すること、市民の皆さんの安全で安心な生活を確保することを目的に、「村上市暴力団排除条例」を制定し、7月1日から施行しました。

基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団を利用しない
- 暴力団にお金を渡さない

市の責務

市は、3つの基本理念にのっとり、県や警察などの関係機関および市民の皆さんなどと連携しながら、暴力団排除に関する施策を総合的に実施します。

市民・事業者の責務

- ①市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めること。
- ②事業者が行う事業が、暴力団に利益を与えることにならないよう努めること。
- ③暴力団排除に関する情報を市または警察などに提供すること。

市の事務や事業における措置

市は、公共工事その他の市の事務・事業が暴力団の活動を助長し、または暴力団運営に資することにならないよう必要な措置を講じます。

市民・事業者への支援

市は、市民の皆さんや事業者の自主的な暴力団排除活動の促進を図るため、情報提供などの支援を行います。

また、安心して暴力団排除活動ができるよう、警察などの関係機関と連携して、安全確保に配慮します。



■暴力団とは

「その団体の構成員(その団体を構成する団体の構成員を含む)が、集团的にまたは常習的に暴力的不法行為などを行うことを助長する恐れがある団体」とされています。

(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律より)

●問い合わせ 総務課 ☎53-2111(内線311)